

令和3年第9回 唐津市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年9月8日(木) 午後2時30分～午後4時
2. 開催場所 浜玉市民センター 1階会議室
3. 出席委員

1 番 山崎正廣	2 番 脇山久利	3 番 袈裟丸一彦
4 番 脇山祐治	5 番 宮原敏久	6 番 山添 明
7 番 川添哲也	8 番 三塩政廣	9 番 内山敏彦
11 番 井上順一	12 番 伊藤富幸	13 番 石川利恵
14 番 峯 政敬	15 番 松本耕一	16 番 峯 直子
17 番 吉田 哲	18 番 宮崎隆広	19 番 阿部 太
4. 欠席委員

10 番 阿蘇孝市

5. 議事日程
 - ・議事録署名委員の指名
 - ・議案第55号
農地法第5条の規定による許可に係る事業計画変更承認申請について
 - ・議案第56号
農地法第5条の規定による許可申請について
 - ・議案第57号
農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について
 - ・議案第58号
農地法第4条の規定による許可申請について
 - ・議案第59号
農地法第3条の規定による許可申請について
 - ・議案第60号
農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について
 - ・議案第61号
農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	檜崎 高志
農地係長	中田 賢治
農地係副主査	小林 康史
農地係副主査	槻木 昇平
振興係長	田中 恭子
振興係副主査	山崎 友美
振興係職員	吉本 彰也
浜玉分室職員	前田 美穂
相知分室係長	藤田 直樹
肥前分室職員	柴田 大地
鎮西分室職員	末武 拓也

7. 審議の内容

事務局長	定刻になりましたので始めたいと思います。皆様ご起立をお願いいたします。一同、礼。ご着席ください。本日の総会に議席番号10番阿蘇委員から会長宛てに欠席届が提出されておりますので報告いたします。本日の出席委員は18名でございます。定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。それでは会長挨拶からお願いいたします。
山崎正廣会長 (議長)	(会長の挨拶) ただいまより令和3年第9回唐津市農業委員会総会を開会いたします。なお、本日の議事録署名人に、議席番号17番吉田哲委員、議席番号18番宮崎隆広委員を指名いたします。事務局長に諸般の報告をさせます。
事務局長	それでは本日の付議事項を朗読いたします。議案第55号農地法第5条の規定による許可に係る事業計画変更承認申請について1件、議案第56号農地法第5条の規定による許可申請について6件、議案第57号農地法第4条および第5条の規定による許可申請について1件、議案第58号農地法第4条の規定による許可申請について5件、議案第59号農地法第3条の規定による許可申請について17件、議案第60号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について3件、議案第61号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画(集積計画一括方式)の決定について6件、計7議案39件でございます。以上ご審議ご決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。なお、個人情

報保護の観点から、申請者の住所、氏名、申請農地の所在地等の朗読は省略いたしますので、詳細につきましては議案書をご覧くださいと思います。また、農地転用の案件で、立地基準と許可基準は、農地転用許可基準表の番号のみを申し上げますので、内容につきましては一覧表でご確認いただきたいと思います。

議長 ただいま報告のとおり、今回の付議事項は、議案第55号から第61号までの7議案39件であります。なお、傍聴の方は、自分の関係分が済めば随时お帰りになられて結構でございます。前もってお知らせをしておきます。それではこれより審議を行います。議案集1ページ、議案第55号農地法第5条の規定による許可に係る事業計画変更承認申請についてを議題といたします。整理番号1番と、議案集2ページ、議案第56号農地法第5条の規定による許可申請についての、整理番号1番については、関連がありますので一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。議案書の1ページ、議案書の2ページをご覧ください。まず1ページのほうからです。整理番号1番について説明させていただきます。上段に記載しているのが変更前、下段に記載しているのが変更後です。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。

地目は畑1筆、面積は98平方メートルです。現況は休耕地になっております。この案件は、平成2年10月29日付けで〇〇〇〇の転用許可を受けておりましたが、(事情の詳細)…建築を断念し、土地利用策がないまま現在に至り、今回隣接宅地の庭園の一部として利用の要望が出て、計画変更(事業継承)申請を行うものです。施設等の概要は、議案書記載のとおりです。なお、一般基準、立地基準等は、引き続き5条の整理番号1番で説明させていただきます。

議案書の2ページ、整理番号1番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は98平方メートルです。現況は休耕地になっております。目的は庭園拡張です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の1ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、2ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、3ページのとおりです。

許可基準ですが、まず一般基準としまして転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関からの残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用し、北および西側は既存コンクリートブロックを利用し、南側の

自己所有地からの出入口とする計画です。排水について、雨水のみで施設内の既設水路から南側道路側溝へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号1番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いいたします。

松本耕一委員 15番松本です。9月4日に、中部調査会で現地確認を行いました。場所は、(申請地周辺の詳細)…その横を通る道の先ですね。ここはもともと〇〇〇さんの〇〇〇〇にする予定だったのですけれども、(計画変更申請事情の詳細)…その後は〇〇〇〇〇〇〇さんが管理者となって運用していくという話になっております。皆様の慎重審議のほどをよろしく願います。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決を

いたしました。次に議案集2ページ、整理番号2番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号2番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田2筆、面積は合計で2,471平方メートルです。現況は休耕地になっております。目的は事業所用地です。賃貸借権設定によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の4ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、5ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、6ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関の当座勘定貸越約定書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、団地等造成、道路工事施工、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、最大1.38メートルの盛土、75センチメートルの切土を行い、西側にはL型擁壁を設置し、北、南、東側はコンクリートブロックを設置し、東側道路から出入口とする計画です。排水について、雨水は敷地内に新設する排水設備を介して西側の河川へ放流、汚水は新設する合併浄化槽を介して西側河川へ放流させる計画です。排水承諾書が添付されています。

生産組合長および区長から条件付き同意の意見書が添付されています。条件につきましては、転用履行に際し、被害防止の確約書が提出されております。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項3番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号2番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

吉田哲委員 17番吉田です。4日の日に現地調査を行いまして、ここは周りには農地はなく、ちょうど事業用地としては〇〇〇〇〇のすぐ横ということで、いい所だということで、皆さん問題はないということでございました。皆さんの審議をよろしくお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集2ページ、整理番号3番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。整理番号3番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりで

す。地目は田1筆、面積は304平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、一般住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の7ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、8ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、9ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関からの融資事前審査結果通知書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、道路工事施工、法定外公共物（水路）占有、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大85センチメートルの盛土を行い、周囲にはコンクリートブロックを設置、東側市道より出入口とする計画です。排水について、雨水は自然地下浸透および越流分は東側水路へ流し、汚水も東側市道の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者からは一部条件付き同意、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。条件につきましては、転用履行に際し、被害防止の確約書が提出されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が添付さ

れています。

整理番号3番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

吉田哲委員 17番吉田です。4日の日に現地調査をしまして、周りも静かな所です。農地もなく、問題はないだろうということでした。皆さんのご審議をよろしくお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集3ページ、整理番号4番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 議案書の3ページ、整理番号4番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田2筆、面積は合計で1,928平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、宅地分譲です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の10ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、11ページの字図をご覧ください。

土地利用計画は、12ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、事業費は全額自己資金で、金融機関からの残高証明書が添付されています。転用については、令和3年11月に着手する計画です。

行政関係の手続きについて、団地等造成、道路工事施工、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大65センチメートルの盛土を行い、東、西側は既存のコンクリートブロックを利用し、北、南側はコンクリートブロックを新設し、南側道路から出入口とする計画です。排水について、雨水は施設内に新設する道路側溝を介して南側道路側溝に放流、汚水は南側道路の公共下水道へ接続させる計画です。

区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号4番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

松本耕一委員 15番松本です。9月4日、中部調査会で現地確認を行いました。場所は、〇〇〇〇〇〇裏の所です。調査会の皆さんの意見としては、もう何ら問題ないということでした。皆様の慎重審議のほどよろしくお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集3ページ、整理番号5番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

整理番号5番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田1筆、面積は1,854平方メートルです。現況は休耕地、遊休化している農地となっております。目的は、農家住宅および唐津焼文化の保存支援施設です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の13ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、14ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、15ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、事業費は全額借入金で、金融機関からの融資提案書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、団地等造成、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大1.41メートルの盛土、2.76メートルの切土を行い、整地し、土羽は法面保護を施し、西側道路から出入口とする

計画です。排水について、雨水は自然地下浸透および越流分は敷地内の新設U字側溝を通り、集水柵、道路に横断暗渠を設置し、西側水路へ流す計画で、汚水は合併浄化槽を介して、同じく西側水路へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号5番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

脇山祐治委員 はい。4番脇山です。この前の豪雨で〇〇〇〇〇につながる道が土砂崩れて、東部調査会全体での現地確認は行なっておりません。ただ、利用状況調査と航空写真、それからその方からの図面で判断させてもらって、別に問題ないと思います。〇〇は〇〇の山の上の辺りになります。300メートルぐらいですかね。(転用事情の詳細) …という状況です。申請地も田とありますけれども、利用状況調査の中では荒廃農地という分類に見させていただいております。別に問題はないと思いますので、皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入り

ます。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、
挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決を
いたしました。次に議案集 4 ページ、整理番号 6 番を議題と
します。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の 4 ページ、整理番号 6 番について説明しま
す。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議
案書記載のとおりです。地目は田 1 筆、畑 1 6 筆、面積は、
合計で 1 7, 1 3 9 平方メートルです。現況は、雑種地にな
っております。目的は資材置場、一時転用です。賃貸借権設
定によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案
書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の
1 6 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、
1 7 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、1 8
ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、当該地については
平成 3 0 年 1 2 月 2 1 日付けで令和 3 年 1 0 月 3 1 日までの
一時転用許可を受けていたが、引き続き〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇関
連の資材置場が必要になり、3 年間一時転用する計画です。
転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関
からの残高証明書が添付されています。

行政関係の手続きについては、特にありません。隣接農地
等への影響ですが、現状のまま利用し、北側県道からの出入

口とする計画です。排水について、雨水は敷地内で自然地下浸透および越流分は施設内の排水設備を介して北側道路側溝へ流す計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、農用地区域内農地の該当事項1番に該当します。許可の基準は3番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号6番について説明を終わります。

議長 地区担当の西部調査会より補足説明があればお願いします。

袈裟丸一彦委員 3番袈裟丸です。9月6日の日に西部調査会で現場を確認いたしました。この場所は、3年前に申請がありまして、広い面積です。その当時は荒地で、真ん中のほうにといいますか、中段のほうに大きな石垣を積んで、初めは2段にしてありました。上部のほうに水田がありましたので、水等はどのようにしていますかとその当時聞いた時は、〇〇〇のほうから農業用水を、農水パイプですね、引いておりますということその時聞きました。段差が高く、傾斜があったものでですね、そこを資材置場にするならですね、下に県道が横断しておりまして、その下に農地がありますので、大雨の時に土砂等がそっちのほうに迷惑がかからないようにということをして3年前に言っておりました。今回行ってみますと、立派になっておりました。土は見えないように全部コンクリート舗装をされ

ておりました。大きなヤードが建っておりまして、もう工場のような場所になっておりました。水のほうもですね、心配しておりましたが、中央の道路側のほうに立派な側溝も作っておられます。そして山沿いのほうはなかったなと思ったら、以前あそこは山林だったですもんね。それでその辺も全部拓いて広がっておったので、よっぽど広く見えたと思います。地元の農地利用最適化推進委員さんに、今度の大雨で被害等が出たらんかと聞きましたが、別に今のところは何もありませんでしたということでした。以上で私達としても異議はありませんでした。皆さんの審議をよろしく願います。

議長

ありがとうございました。ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集5ページ、議案第57号農地法第4条および第5条の規定による許可申請について整理番号1番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

議案書の5ページ、整理番号1番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田4筆、面積は合計で1,655平

方メートルです。現況は、水田になっております。目的は、共同住宅です。一部所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の19ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、20ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、21ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関からの融資予約通知書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、国有財産売買契約、団地等造成、工作物改築許可申請、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大90センチメートルの盛土、1.3メートルの切土を行い、整地し、周囲には間知擁壁、コンクリートブロックを新設し、東側道路からの出入口とする計画です。排水について、雨水は新設する排水設備を介して東側の道路側溝へ流し、汚水も東側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。許可の基準は1番となっております。

補足の説明ですが、一昨日、同意をされておりました隣接農地所有者より内容確認の問い合わせがありました。資料図

の追加分をご覧ください。左が申請時で、右が差し替え後です。隣接農地所有者から、この資料図の一番左端の辺の最狭部の境界付近のフェンス設置について条件が付いていた状況ですが、地主と不動産業者、隣接農地所有者との話し合いが不調に終わったため、同意はしないという連絡を受けました。(事情の詳細) …そういう状況で同意が取れておりません。

整理番号1番について説明を終わります。

議長 ただいま差し替え部分を拡大した補足説明もしていただきました。地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

松本耕一委員 15番松本です。9月4日の日、中部調査会で現地確認を行いました。場所は、〇〇〇に行く途中にある田んぼなんですけど、さっき事務局から説明があったとおりでして、自分達が現地確認に行った時点では、何ら問題ないということでした。皆様の慎重審議のほどをよろしくお願いします。

議長 皆様のご意見を伺いたいと思います。質疑や異議はございませんか。(宮原委員「はい。)」はい。宮原委員。

宮原敏久委員 さっき事務局からの説明では、地主さんと隣の人との同意がされてないと。フェンスの問題で。そういった時、それは関係なく、土地の状況だけでここは判断するものですか。

農地係長 (所有者と隣接農地所有者の事情の詳細) …営農上支障があるかと言われたら、特にないのかなと思っております。

事務局長 (所有者と隣接農地所有者の事情の詳細) …農地係長が言いましたとおり、営農上は通れないわけではありませんので、

事務局としては特に問題はないんじゃないかという判断をしております。以上です。

議長 (脇山委員「はい。」) はい。脇山委員。

脇山祐治委員 はい。結局隣接者の同意が取り消されたということですよ。さっきの説明では。そしたらだいたいその申請時は隣接者の同意、それから生産組合長、区長、それから農業委員の印鑑というようなかたちで、私達もそれがなければ判は押さない。そこらへんもあるんですけども、これ先に農業委員会が許可をおろしてから、話し合いもまだなっていないのに、それでいいんですかね。

事務局長 はい。農業委員会としましては、例えばもし隣接農地の方の反対がありましても、それが正当かどうかですね、それを判断していくべきかと思います。営農上問題があつて、支障があれば、もちろん農業委員さん達に入っていて話をしてもらうことがあるかもしれませんが、今回の場合は、できれば下がったりしていただいたほうが営農上はしやすくなりますよという話なので、そういうことであれば直接お互い話してもらうべきかなと思っております。今回の件につきましては、問題は少しあるのかもしれませんが、営農上でいけば、問題ないという判断をしております。以上です。

議長 (松本委員「はい。」) はい。松本委員。

松本耕一委員 先ほど言われたとおりですね、区長と生産組合長の意見というところがあるということは、印鑑を押しとらすわけですよ。責任を持ってですね、区長と生産組合長が印鑑を押しんだか

ら、この当事者2人だけで話さないでですね、区長とか生産組合長とか交えてですよ、ここを判断された方がよかったのかなとは思いました。

事務局長 はい、まったくそのとおりだと思います。この計画書を見る限りでは、さっき言いましたとおり、特に営農では問題はないと思います。以上です。

議長 (袈裟丸委員「はい。’)はい。袈裟丸委員。

袈裟丸一彦委員 隣接者の同意がないと、農業委員会で書類が通ったものということで、通ってしもうたら、今から後これは例になると思いますよ。やっぱり隣接者の同意までもらってから申請するような指導をすることが本当じゃないですかと私は思いますが、どうでしょうかね。

事務局長 そうですね、もちろん指導をするべきだと思うんですが、先ほども申しましたとおり、お互いの意見が食い違って、どちらも引かないという場合があるかと思います。そうなった場合は申請されたい方ができなくなってしまいますので、それはちょっと農業委員会的には、それを認めてしまうと逆におかしくなりますので、本来だったら申請した時点で条件等が付いてあるのであれば、いったん保留をさせていただいて、その条件をどうかしていただくのが原則だとは思いますが、(申請者の事情の詳細)…。農業委員会としては、内容が正当かどうかというのを総会で判断していただくことになりますので、今後もたぶんこういうことはあるかと思います。その場合も基本的にはその内容を農業委員会で審査いたしま

すので、もちろん同意があれば一番いいかと思うんですけど、ない場合も、同意が本当にできないのかどうかということも見て行くべきなのかなとは感じています。以上です。

議長 皆様のご意見を伺います。この今の図面、事務局長も農地係長も説明をしておりますが、こういったかたちで否決というのは、やはり農業委員会としてはあまり、今後に影響を与えるんじゃないかというふうに思いますが、その点どうでしょうか。(吉田委員「はい。」) はい。吉田委員。

吉田哲委員 はい。土地の境は、権利はもう個人のものですからね、それを買って自分が通れるようにするのが当たり前であって、自分の土地を提供して通れるようにしてやるということは、ちょっとおかしいわけですよ。だから、どうしても通りたいなら、今通れるけど、もうちょっと広くしたいと思うなら、お金を出して買うのが本当なんですよ。それを業者のほうが自分で提供して通ってくださいという必要はないわけですよ。だから、それは、私はもうこの会では通すべきだと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。境界ぎりぎりといいますか、境界を当たり前ですけれども、設置をしていくという考え方で、農業委員会としてはそれが妥当じゃないかという案を持ってありました。皆さんほかにご意見ございませんか。

(異議なしの声あり)

それでは質疑を終了したいと思います。よろしいでしょうか。(「はい。」) それでは異議なしと認め、質疑を終了しま

す。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

挙手多数によって本案は可決をいたしました。次に議案集 6 ページ、議案第 58 号農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題とします。整理番号 1 番から議案集 7 ページ、整理番号 5 番までの 5 件につきましては、申請者、転用目的が同一のため、一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号 1 番から 5 番は、同一所有者の転用目的が同じ案件のため、まとめて説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は番号 1、畑 2 筆、合計面積は 2, 4 1 1 平方メートル、番号 2、畑 1 筆、面積は 1 4 9 平方メートル、番号 3、田 1 筆、面積は 1, 2 5 6 平方メートル、番号 4、田 7 筆、畑 2 筆、合計面積は 4, 5 0 3 平方メートル、番号 5、畑 5 筆、合計面積は 3, 9 1 1 平方メートル、現況については、すべて山林になっております。目的は、植林です。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置および申請地の地目などについては、資料図の 2 2 ページから 2 6 ページをご覧ください。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用については、農地法の許可があることを知らずに、昭和46年、58年、平成元年、27年頃、〇〇、〇〇〇、〇〇〇を植林して、山林として利用しており、これについての始末書が提出されています。

行政関係の手続きについては、特にありません。排水について、雨水のみで、自然地下浸透させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号1から5番について説明を終わります。

議長 地区担当の南部調査会より補足説明があればお願いします。

峯政敬委員 失礼します。14番峯です。9月2日、南部調査会で現地を確認をいたしたところでございます。〇〇〇の中腹にありまして、ちょうどこの、今山林になっておりますけれども、水田と、それから山林、その境は道でちょうどとなっておりますから、それより下のほうは水田というかたちでまだまだ管理がされているようでございました。この山林につきましては、前からのことですね、なかなかこれが転用がされてなかったのかなということで思っております。そういうことで、水田と畑と、こういう所には影響は及ばないなということで判断をいたしましたので、問題ないかと思えます。よろしく

お願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集 8 ページ、議案第 59 号農地法第 3 条の規定による許可申請について整理番号 1 番を議題とします。この案件につきましては、議席番号 7 番、川添哲也委員が関与するため、議事参与制限に該当します。よって川添委員の退席を求めます。

【川添委員退席】

それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。議案書 8 ページ、整理番号 1 番をご覧ください。申請人の住所、氏名、申請農地および申請の事由等については、議案書記載のとおりです。お手元の調査書 1 ページをご覧ください。調査書に記載しておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長 本案について、質疑や異議はございませんか。(松本委員「はい。」) はい。松本委員。

松本耕一委員 15 番松本です。○○○○○○○○○というのはどういった会

社であるか、説明していただけると助かります。

農地係・槻木

はい。農地所有適格法人でありまして、主に農産物の生産、加工および販売をされております。(申請事由の詳細) …所有している農地は、いずれも耕作管理をされていることから、要件的には問題ないところだと思われま。メインはですね、○とか○○をされております。

松本耕一委員

わかりました。

議長

それでは本案について、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。ここで川添委員の入室を許可いたします。

【川添委員入室】

川添委員にお知らせします。議案集 8 ページ、整理番号 1 番につきましては、原案どおり可決をいたしましたので、お知らせいたします。それでは次に議案集 8 ページ、整理番号 2 番から議案集 1 1 ページ、整理番号 1 7 番までの 1 6 件につきましては、一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしのお声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概

要を説明させます。

農地係長

議案書の8ページから11ページをご覧ください。整理番号2番から17番までの案件は、所有権の移転に関する案件が14件、使用貸借権に関する案件が2件の、合計16件です。申請人の住所、氏名、申請農地および申請の事由等については、議案書記載のとおりです。お手元の調査書1ページから9ページをご覧ください。調査書に記載しておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農地係・槻木

すみません。ここで議案書8ページの整理番号3番と4番について補足をいたします。整理番号3番と4番の譲渡人である〇〇〇〇〇〇〇〇〇が、会社を運営していくことが困難になったため、解散をしたいということです。(解散理由の詳細) …解散に至るということです。解散するにあたって、法人の財産は清算する必要があることから、現在所有している農地は手放すことになり、今回申請があがっております。今後も現在所有されている農地について3条申請が出てくると思われます。以上で説明を終わります。

議長

それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いいたします。

【議案確認】

本案について、質疑や異議はございませんか。(伊藤委員「はい。伊藤委員。はい。伊藤委員。」)

伊藤富幸委員

12番の伊藤です。事務局のほうにお尋ねいたします。現

在の企業の農業への参入といいますかね、そういうやつは何かございますかね。また、この企業というのは、あくまでも利潤追求のことであって、このようなことでもしも経営が困難になった場合は、どうしてもこういうかたちになってくるわけですよ。そういうことで、今後企業が参入する場合の調査というのをですよ、もう少しやっぱりしっかりしてもらわんと、こういうかたちにならんとも限らんけんですね、そのへんを注意していただきたいと思います。以上です。

議長 はい。事務局のほうから。

事務局長 はい。企業が参入する場合は、一般的に収支計画、営農計画を出していただいております。それを見て判断するわけですが、何せ新規就農ですので、そのとおりに行くかどうかは、ちょっと確認がなかなか難しいところではあるかと思えます。で、毎年農地所有適格法人はその状況を報告する義務がありますので、その際チェックをかけておりますので、もし厳しいようであれば、こちらのほうから相談にのることもあるかもしれませんが、それが無理であれば、今回のように閉鎖していただいて、農地は農家さんのほうに渡していただくような指導をしていきたいと考えております。以上です。

議長 (脇山委員「はい。」) はい。脇山委員。

脇山祐治委員 すみません。ちょっと些細なことですが、設立して何年で倒産というかたちになったとですか。

農地係・槻木 (年数回答) …こういうことが、今回ちょっと早めに解散というかたちになってしまったので、解除条件付きで貸借

というかたちですね、そういうかたちでも進めていかなければいけないのかなというふうには思っています。

議長 よろしいでしょうか。はい。ほかにご意見、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。皆さんお疲れでございます。ここでしばらく休憩を取りたいと思います。再開を3時50分ですから10分ぐらいですけれども、お休みをいただきたいと思います。

~~~~~○~~~~~

15時40分 休憩

15時50分 再開

~~~~~○~~~~~

議長 それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。次に議案集12ページ、議案第60号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について(利用権)を議題とします。整理番号1番から整理番号3番までの3件につきましては一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長

それでは説明いたします。貸付人、借受人の住所、氏名、申請農地および設定する利用権の内容等については、議案書記載のとおりです。権利の種類は、賃借権が2件、使用貸借権が1件です。面積は合計で17,803平方メートルです。計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長

それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いいたします。

【議案確認】

本案について、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集13ページ、議案第61号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画(集積計画一括方式)の決定について(利用権)を議題とします。整理番号1番から議案集14ページ、整理番号6番までの6件について、一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長

それでは説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長により依頼のあった農用地利用集積計画(集積計画一括方式)の決定について回答をするものです。また、この農地中間管理機構が同時に権利の設定等を行う集積計画一括方式におきましては、農用地配分計画によらず、受け手に権利の設定がなされます。これは農地中間管理事業の推進に関する法律の5年後見直しに置いて、農用地の出し手と受け手の調整が整っている案件については、市の集積計画のみで手続きが完了する仕組みとなったものです。貸付人、借受人の住所、氏名、申請農地および設定する利用権の内容等については、議案書記載のとおりです。権利の種類は、賃借権の設定が5件、使用貸借権の設定が1件です。面積は、合計で11,768平方メートルです。計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長

それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いいたします。

【議案確認】

それでは本案について、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入り

ます。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、
挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決を
いたしました。以上をもちまして議案第55号1件、議案第
56号6件、議案第57号1件、議案第58号5件、議案第
59号17件、議案第60号3件、議案第61号6件、計7
議案39件は、いずれも原案どおり可決をいたしました。長
時間の慎重審議誠にありがとうございました。